平成２７年（フ）第１５７７号
愛知県弥富市鳥ケ地１丁目129番地３
破産者　山崎　昭道
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６５４号
名古屋市中区金山２丁目１番10号　フォーエバー金山503号
破産者　山本朱美こと　劉　　朱実
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６９２号
名古屋市瑞穂区南山町17番地の５　第二中央ビル206号
破産者　数胴　敬子
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７４６号
名古屋市中区上前津２丁目14番７号　上前津ハイネス201号
破産者　梅村　裕治
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８号
愛知県尾張旭市南原山町南原山29番地９　十夢105号
破産者　栗田　孝司
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９０号
京都府八幡市橋本東原11―51　辻昌英方、破産手続開始決定時の住所京都府八幡市美濃山ヒル塚25番地の７
破産者　月成　孝司
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
京都府木津川市相楽明後前30番地２、前居所京都府木津川市木津川台６丁目２－２　ローレルスクエア木津川台８―302号
破産者　長岡　宣夫
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４８号
広島市佐伯区皆賀２丁目６番21―102号、開始決定時の住所広島県安芸郡府中町大通２丁目５番14号
破産者　丸岡みどり
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４号
広島市安佐北区可部南１丁目14番36―102号ハイツ栗栖Ａ
破産者　後河内　雄
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３８８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目11番２号
破産者　岩元　千恵
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２２号
鹿児島県鹿児島市吉野町2779番地11（加治屋ハイツ101号）
破産者　渡邊　孝貴
１　決定年月日　平成28年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５４号
北海道滝川市黄金町東３丁目８番13号
破産者　玉置　　弘
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
北海道名寄市西13条南７丁目２番地６
破産者　松田　依美
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４８号
秋田市保戸野千代田町17番23号　ラプラス保戸野Ａ―202
破産者　齋藤　信之
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５８号
秋田県男鹿市男鹿中山町字大室沢88番地１
破産者　大森ボデーこと　大森　幸誠
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４８号
秋田県仙北市田沢湖卒田字白簇109番地３
破産者　坂本　真美
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第５６号
秋田県大仙市上鶯野字中道２番地３
破産者　安井いづみ
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第２０７５号
横浜市鶴見区北寺尾４丁目９番８号　グラシア・フィス北寺尾Ａ棟101
破産者　今野　裕之
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２６３号
横浜市栄区飯島町527番地　飯島団地４街区１棟502号
破産者　塚田　勝美
１　決定年月日　平成28年５月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部